

令和5年度「郡山市おもいやり作文コンクール」実施要項

- 1 目的 障がいに対する関心を高め、障がい福祉を考える機会として、市内の小・中学校の児童・生徒を対象に障がいに関する作文を公募し、優秀作品集を公表することにより、障がい者に対する理解を深めるとともに、児童・生徒の障がい者に対する意識の高揚を図る。
- 2 主催 郡山市
- 3 共催 郡山市教育委員会
- 4 募集対象及び部門 市内在住又は市内の学校に在学する小学生4年生から6年生まで及び中学生
(1) 小学生の部
(2) 中学生の部
- 5 募集作品 (1) 内容
障がいのある人と自分との関わりの中で感じたことや、障がいのある人にとっての暮らしやすいまちや福祉について考えていること等を表現した作文とするが、主題については、応募者の任意とする。
(2) 様式等
1人1点・400字詰め原稿用紙（B4判）縦書き4枚以内
- 6 応募方法 応募者は、応募票（様式1）と作文を各小・中学校に提出する。小・中学校は、応募者名簿（様式2）を作成の上、作文、応募票及び応募者名簿を提出する。
- 7 応募期限 各学校から障がい福祉課への提出期限 令和5年9月15日（金）
- 8 応募先 郡山市 保健福祉部 障がい福祉課
〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号
TEL 924-2381
- 9 賞 最優秀賞2名（小学生・中学生 各1名）、優秀賞6名程度、佳作10名程度
- 10 審査 (1) 審査会
審査会の審査員は4名とし、以下の者で構成する。
ア 郡山市 障がい福祉課長
イ 郡山市 学校教育推進課長より推薦された指導主事等 2名
ウ 福祉関係者 1名
なお、審査会会長は、障がい福祉課長とする。
(2) 審査基準
優秀作品の選考に当たっては、次の基準により行うものとする。
ア 障がい福祉に対する理解を深める趣旨に合致していること。
イ 誰でも分かりやすいこと。
ウ 豊かな表現力であること。
エ テーマによって必要とする基準については、審査員の協議により設けることができるものとする。

- 11 その他
- (1) 入賞者には、賞状及び記念品を授与する。
 - (2) 応募者には、参加賞を授与する。
 - (3) 児童・生徒から小・中学校への提出期限は、各学校が定める。